

京都市告示第 645 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるアクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条の規定に基づき、同施設内のアイススケートリンクを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 28 年 3 月 8 日

京都市長 門川 大作

平成 28 年 4 月 5 日（火）から同月 30 日（土）までを、アイススケートリンクを供用しない日に加える。

（理由）

アイススケートリンクからメインプール及び飛び込みプールへの転換工事等を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）